令和５年７月７日
資　料　提　供
果樹園芸課　塩﨑、大山
073-441-2904

施設園芸用燃料価格高騰緊急対策支援金事業を実施します

経営費に占める燃料費の割合が高く、燃料高騰の影響を受けやすい施設園芸農家に対して、高騰分の一部を支援します。

◆支援対象農家　（以下の①から③を満たす者とする）

①県内に居住し、県内で施設園芸を営む個人、又は県内に事業所を置き、県内で施設園芸を営む法人

②当該期間に園芸用施設において、販売用の野菜・花き・果樹を生産していること

③国の施設園芸用燃料価格高騰緊急対策に加入していること

◆事業実施主体

農業協同組合又はその他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)などで以下の①及び②を満たす団体

①支援対象農家が野菜、花き又は果樹の施設園芸を営む者

②支援対象農家が３戸以上又は農業従事者の常時従業者が５名以上

※支援対象農家、団体とも国の施設園芸燃料価格高騰対策への加入が必要です。
まずは、国の施設園芸用燃料価格高騰緊急対策へ加入のお手続きください。

◆支援内容

《支援対象》令和5年10月から令和6年3月3日まで（事業実施主体が取り組む国の令和５事業年度施設園芸セーフティネット構築事業実施期間内）に納品された施設園芸で加温に使用するＡ重油、灯油及びLPガス

《支援金の計算例：A重油の場合》

当該月のA重油購入数量　×　70%※1×　支援単価※2×セーフティネット事業における農家負担割合　×　1/2　を乗じて得られた金額

※1　価格急騰時等には、100%に引き上げられます。

※2　支援単価：（A重油の全国平均価格－81.6円）

◆事業の申請手順

支援対象農家 → 9月15日までに申込書と必要な書類を提出 → 事業実施主体 → 電子メール 9月29日までに事業実施主体の承認申請を提出 → 県果樹園芸課

◆支援金掲載ホームページURL：

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00210862.html